

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 9 日現在

機関番号：33902

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2014

課題番号：24730086

研究課題名(和文) スイス及びオーストリアにおける企業責任法理の研究

研究課題名(英文) Research on enterprise liability in Switzerland and Austria

研究代表者

前田 太郎 (Maeda, Taro)

愛知学院大学・法学部・講師

研究者番号：20581672

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究課題において次に示す成果を得た。第一に、日本法では、民事責任法において多元的な責任原理が存在することを所与の前提としながらも、その関係性を支える基礎理論がなく、実務上の問題が生じていることを明らかにした。第二にオーストリア法を比較法の対象とし、同国法では、契約責任の拡張、危険責任の類推適用、法人の機関概念を拡張する代表者責任、交通安全義務等々、多様な概念及びそれを支える多元的な責任原理の展開がみられることを明らかにした。第三に、多様な責任原理が展開する一つの原因は、使用者責任規定を原因とするものであることを明らかにした。成果は論文において一部公にしており、残りを順次公にする予定である。

研究成果の概要(英文)：This research reaches the following result. First. There are many principles of civil liability in Japanese law, and this situation is approved. But on the other hand, this situation is not supported by the grand theory. The lack of the grand theory causes the problem of justice. Second. This research focuses on Austrian law. In Austrian law, there are many institutes of judge-made law, especially, the expanding of contract law, the analogy of strict liability, the expanding of organ liability in corporations, and the duty of traffic (Verkehrssicherungspflichten). Third. One of the reasons in many institutes of judge-made law are the narrow, and obstacle of employers liability. The results are and will be published in the law journals (Aichigakuin Ronso Hougaku Kenkyu).

研究分野：民法

キーワード：不法行為法 ドイツ法 オーストリア法 企業責任 危険責任 過失責任

1. 研究開始当初の背景

(1) 日本法の状況-過失に基づく企業責任論の限界 日本法では、企業活動に伴う大規模事故において、過失責任が被害者救済に大きな役割を担ってきた。ここでは、法人自らを行為主体と捉え、民法709条に基づいて法人の過失を直接に問題とするという、法人の自己責任の構想(いわゆる企業責任論)が提唱され、薬害、製造物責任等の事故の解決に役立った。しかし、ここでの「企業の過失」はきわめて厳格な水準が課されるため、「過失の衣を着た無過失責任」と批判され、現行法における解釈論上の問題が生じている

(2) ヨーロッパの状況 - とくに不法行為法に関する改正提案における企業責任

ヨーロッパにおいては、法の統一化に向けた作業がここ20年近くにわたって行われ、不法行為法もその対象となってきた。またそれに歩調を合わせる形でヨーロッパ各国でも不法行為法ないし損害賠償法の改正提案が示されている。そうしたなかで、いくつかの企業責任に関する改正提案が示されており、責任根拠として企業における「瑕疵」を根拠とする提案も見られた(ヨーロッパ不法行為法原則(以下PETL)4:202条、オーストリア議論草案1302条、スイス責任義務法改正草案49a条、また2012年に示された2020年に向けたスイス債務法改正案58条)。ただし同様に瑕疵という概念が用いられているものの、そこで観念される瑕疵は確定案で異なっており、過失に近いものから、より客観的にその性状・性質を問うものまでバリエーションがみられ必ずしもその内容を確定できないものであった。このことは、多様な事案を解決できる受け皿規定となる可能性を示すとともに、却って企業責任そのものの意義や有用性を失わせる可能性もあるものであった。特にオーストリア議論草案では、瑕疵に、被用者の不法行為も包摂されており、使用者責任との関係性が必ずしも秋からではなかった。しかし、改正に関する議論ではそれ以上の議論がなされることはなく、結局、各改正提案においても、企業責任の独自の意義を見出すところまでには至っていない点で、現行の解釈論の状況と同じ状況といえるものであった。

2. 研究の目的

(1) 他の責任原理との比較の必要性

企業責任は、1でも示したように、現行法の解釈論においては過失責任に基づくものである。しかし改正提案では一歩踏み出し瑕疵を根拠とする可能性を示している。しかし瑕疵が多義的であるのはすでにみたとおりである。むしろ、瑕疵概念もまた過失責任や危険責任、使用者責任といった他の責任原理との関係性も考慮することで、その独自性が明らかになる。

(2) 比較法の必要性

企業責任における瑕疵が、各改正提案にお

いて多様性を持つのは、19世紀以降の無過失責任論および無過失責任立法の展開が、各国の法発展に大きな影響を受けていることに大きな影響を受けていることがあると考えられる。そこで、こうした改正提案を示したオーストリア法およびスイス法の法発展の状況を具にみていくことが、上記問題を解決するに当たり大きな示唆を与えるものと考えた。また(1)でも示したように、他の責任原理との比較をする必要がある場合には、多元的な責任原理で不法行為法を展開してきたオーストリア法を参照することで非常に大きな示唆を得られると考えた。

3. 研究の方法

(1) 関連する文献の収集・翻訳・分析

2でも示したようにオーストリア法は多元的な責任原理を展開してきており、特にそこで大きな役割を担ったのは、裁判実務である。そのためオーストリア一般民法典 ABGB 制定以来の裁判例の収集・翻訳・分析を行った。また理論的な基礎を支える基本書や論文の収集・翻訳・分析を行った。

(2) 研究会での報告

一定期間ごとに機会を設け、それまでに得られた分析結果に基づいて、研究会での報告を行った(詳細は下記〔学会発表〕を参照)。報告の際の質疑においてさらに自身の見解をブラッシュアップしていった。

4. 研究成果

(1) オーストリア法の展開 過失責任

オーストリア法は、現在までの展開のうち、1970年代までの第一期、それ以降1980年代後半から90年前半までの第二期、そして1990年後半以降の第三期に分けて、検討を行った。とくに、第一期までにおいては、過失責任を事実上客観化して理解する交通安全義務の展開が広く見られ、多種多様な事案類型を処理していた。しかし、(2)でみるように製造物責任においては、第二期に相当する時期において不法行為規定が持つ有用性のなさ、とくに、使用者責任規定の要件の狭隘さや立証責任が被害者側に課されていることを理由として、契約責任の拡張、とりわけ第三者の為の保護効を伴う契約が広く展開することで、交通安全義務の意義が相対的に低下した。しかし、第三期に至り、製造物責任が立法化され、また、第三者のための保護効を伴う契約の拡張が、裁判所により限界があるものと認識されるに至り、ふたたび交通安全義務は民事責任法において重要な役割を実務上もそして理論上も担うこととなった。そして、多くの事案を判断していく中で、義務の水準が高度化し、危険責任との交錯が生じている。このことは、ABGBの条文上においては、過失責任に基づく土地工作物の保有者の責任(1319条)動物保有者の責任(1320条)も、こうした交通安全義務の適用事例であるこ

とが裁判例においても認められ、さらに当該危険性(瑕疵ある土地工作物、動物の危険性)を考慮して責任が厳格化していくのと軌を同じくするものである。こうした展開は近時の改正提案にも大きな影響を与えている(議論草案 1297 条、同 1303 条、影草案 1296 条 2 項)。

(2) オーストリア法の展開 製造物責任

(1) で示したように、オーストリア法では、製造物責任は、第三者の為の保護効を伴う契約によって判断されてきた。ここでは不法行為責任では十分に被害者の救済が図れないことが懸念されたことが、この法理を援用する理由であった。しかし、契約責任に基づくがゆえに、免責の可能性、輸入商品の場合の裁判官管轄の問題、不法行為責任と同様過失責任であることによりアウスライサーに対処できないことなどが問題点として残され、結局のところ、第三者の為の保護効を伴う契約でも被害者救済に当たって問題が残るものであることが学説上指摘された。これらの問題は立法を待たざるを得なかった。また第三者が保護効を有するかどうかは、結局のところ契約の解釈に委ねられるため、個々の事情に大きく左右されることで、同様の事例であるにもかかわらず、判断が異なる裁判例も登場するようになり、第三者のための保護効を伴う契約に関して裁判所はその限界づけを意識するようになっていった。このため、不法行為法による救済、とくに交通安全義務に大きな役割が担わされることになった。

(3) オーストリア法の展開 使用者責任

すでに示してきたように、ABGB1315 条の使用者責任規定は、学説上も実務上も同規定の有用性の無さが指摘され、むしろ克服の対象として、すでにみた契約責任の拡張や以下に見る危険責任の類推適用のアプローチが展開した。同条に基づいて責任判断がなされる場合には、不法行為を惹起した被用者が「不適格」なものかどうかが重要となり、この不適格さは常習的に当該業務にとって不適格な者である必要があるとされてきた。一部の裁判例では例外的にそれを緩和したが、現在ではその限界が明確に意識されている。そして同条を克服するアプローチとして、法人事業者の機関の概念を拡張する代表者責任及び法人内部の組織編成の不適切さを問題とする組織編成過失の法理が展開した。いずれも(1) でみた交通安全義務の展開に基づくものであるが、そこでの水準は厳格なものが問われている。

(4) オーストリア法の展開 危険責任規定の類推

オーストリア法においては、個別に危険責任立法がなされており、他の法秩序と同じように危険責任の一般条項は設けられていな

い。しかし危険責任の拡張及び類推適用は、19 世紀後半から指摘され、1920 年代からは、基本書においても類推適用が指摘されていた。こうした理論状況を背景に、裁判所は危険責任の類推適用を認め、その基準を明確化してきた。ここでは危険責任の類推適用で問題となる危険性の性質決定がなされ(第三者を高度に危殆化し、通常かつ一般的な性状において問題となる特別な危険性があること)、危険責任で問題となる特別な危険の判断基準(損害発生不可避性・損害発生高度の蓋然性及び損害額の大きさ)が示されたのである。しかし裁判所は、危険責任の類推を広く認めるのではなく、非常に謙抑的に運用しており(小さな解決策)、ドイツの法学者から見た時には実際のところそれほど驚くべきものではないという評価で一致している。しかし学説においては、より広く危険責任の類推適用を認めていくべきという立場も主張されており(大きな解決策)裁判所(OGH)においても一般的な理論としては認められているように、すこしではあるが変化がみられる。

(5) まとめ

(1) - (4) でみたように、オーストリア法においては、多元的な責任原理により責任法を運用しており、とくに、過失責任と危険責任の大きな展開がみられる。しかしここでは両責任の交錯領域が出現しており、これは先行研究により明らかにされるドイツ法および日本法でも生じていることである。

またオーストリア法でも企業責任に当たる法理として、代表者責任及び組織編成過失の法理の展開がみられ、厳格な責任が問題となっている。

こうした多元的な展開を見せるオーストリア法においては、危険責任の類推適用の主張をともなって、1970 年代から、スライディング・スケールという形で、責任原理の関係性を一つの基準を用いて示すアプローチが示されている。これは、危険性の水準を基準としており、より具体的かつ危険性の程度が低いもの(過失責任)から、より抽象的かつ危険性の程度が高いものへ(危険責任)という形で、過失責任と危険責任との関係性、そしてその中間領域があるとして、統一的に説明するものである。このスライディング・スケールは、一元的かつ簡明に責任原理の関係性を示すことができるというメリットはあるものの、現状を示すだけであり、なぜ過失責任が厳格化し、広く適用されるようになったのか、危険責任の類推適用が制限されるのか、そして、両責任原理が交錯するのかという理由付けまでを行うものではなく、そもそも危険性の程度だけを基準にして責任原理の関係性を図ることがはたして、適切であるのか疑問として残る。

また本研究課題は、「企業における瑕疵」の射程を探るものであるが、多元的な展開を

見せた責任原理は、不法行為法における使用者責任規定の克服、つまり、被用者の不法行為をどのようにして使用者に帰責するのかという点を問題とするものであった。代表者責任は、当該加害行為者を機関とみて帰責するものであり、代位責任の拡張とみることもできるが、組織編成過失はむしろ法人事業者そのものの責任を問題とするものである。危険責任の類推適用に関しても、補助者の不法行為を帰責するアプローチと、危険源の保有者に危険源から実現した危険を帰責するアプローチの二つがみられ、前者は、使用者責任の延長線上に捉えられ、後者は、自己責任として理解できるものである。そうすると、オーストリア法においては、「企業の瑕疵」とは、組織編成の誤りだけではなく、被用者の不法行為もこれに包摂されるものとして理解できよう。

なお本研究課題は、スイス法の展開も紹介・分析する予定であったが、オーストリア法の紹介・検討に当初の予定よりも多くの時間がかかったため、行うことができなかった。しかし、2012年に新しい改正提案が示されたため今後活発に議論が進むことが予想され、この点については今後検討をおこなっていききたい。

さらに今後の課題として、多元的な責任原理の関係性を探っていき、その関係性を明らかにするモデルを明確化する必要性があると考えている。この点についても、ヨーロッパ諸国、とりわけドイツ法およびオーストリア法を参照しながら引き続き検討を行う予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計5件)

前田太郎、「不法行為法における責任原理の多元性の意義とその関係性(5)―オーストリア法における責任原理論の展開を参考にして―」、愛知学院大学論叢法学研究 56巻 3=4号(愛知学院大学法学会)、査読無し、2015年3月31日脱稿

前田太郎、「不法行為法における責任原理の多元性の意義とその関係性(4)―オーストリア法における責任原理論の展開を参考にして―」、愛知学院大学論叢法学研究 56巻 1=2号(愛知学院大学法学会)、査読無し、2015年、pp.155 - 202

前田太郎、「不法行為法における責任原理の多元性の意義とその関係性(3)―オーストリア法における責任原理論の展開を参考にして―」、愛知学院大学宗教法制研究所紀要 55号(愛知学院大学宗教法制研究所)、査読無し、2015年、pp.67 - 150

前田太郎、「不法行為法における責任原理の多元性の意義とその関係性(2)―オーストリア法における責任原理論の展開を参考にして―」、愛知学院大学論叢法学研究 55巻 3=4号(愛知学院大学法学会)、査読無し、2014年、pp.111 - 205

前田太郎、「不法行為法における責任原理の多元性の意義とその関係性(1)―オーストリア法における責任原理論の展開を参考にして―」、愛知学院大学論叢法学研究 55巻 1=2号(愛知学院大学法学会)、査読無し、2014年、pp.261 - 429

〔学会発表〕(計4件)

前田太郎、「不法行為法における責任原理の多元性の意義とその関係性―オーストリア法における責任原理論の展開を参考にして―」、科研費基盤研究(B) 26285023「不法行為法の領域分化と制度論的・立法論的研究」研究会、2014年7月5日、早稲田大学(東京都新宿区)

前田太郎、「不法行為法における多元的な責任原理の意義―オーストリア法を素材として―」、国際取引法研究会、2014年1月25日、早稲田大学(東京都新宿区)

前田太郎、「危険責任論の限界と可能性―オーストリア法を素材として―」、名古屋大学民事判例研究会、2013年12月14日、名古屋大学(愛知県名古屋市千種区)

前田太郎、「オーストリアにおける危険責任法理の展開と限界」、宗教法制研究所法律研究会、2012年12月19日、愛知学院大学(愛知県日進市)

6. 研究組織

(1)研究代表者

前田 太郎 (MAEDA Taro)

愛知学院大学・法学部・准教授

研究者番号：20581672